

精神障害者支援体制（加算）について

計画相談支援「精神障害者支援体制加算」について

当事業所では令和3年4月1日より、精神科病院等に入院する精神障がい者の方や、地域において単身生活等をする精神障がい者の方に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談等をするために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置する。

記

1. 事業所名

南ひだ心の相談センター

2. 体制加算を算定するにあたって要件となる受講済みの研修

研修名：「精神科医療関係者研修会」

開催日：令和3年3月10日

主催者：岐阜県・岐阜県精神科病院協会

3. 配置

相談支援専門員 2名

以上